

消防の広域化に関する動向について

1 国の動き

- 平成 6 年以降 市町村の消防の広域化を推進
- 平成 18 年 6 月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成 18 年 7 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
 - ・ 消防の広域化を推進【第 1 期：平成 19～24 年度】
 - ・ 消防本部規模の目標は、概ね人口 30 万人以上が適当
- 平成 25 年 4 月 「市町村の消防広域化に関する基本指針」一部改正
 - ・ 消防の広域化の期限を延長し推進【第 2 期：平成 25～29 年度】
 - ・ 消防本部規模目標（人口 30 万人以上）＋地域の実情を十分考慮
- 平成 27 年 4 月 なお一層の消防広域化について都道府県知事に通知（要請）
- 平成 29 年 4 月 消防の連携・協力の推進について通知
- 平成 30 年 4 月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」一部改正

<「市町村の消防の広域化に関する基本指針」一部改正の概要>

- ① 消防力の維持・強化

人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、小規模消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題となっている。
- ② 広域化の推進の方向性
 - ・ 消防力の分析 → 都道府県がリーダーシップを取り再度議論し、推進計画を再策定する。
 - ・ 消防広域化重点地域を積極的に指定するなど、都道府県は連携・協力、必要な支援を行う。
- ③ 推進期限

平成 36 年 4 月 1 日まで延長（財政支援措置も延長）
- ④ 推進計画に関する基準
 - ・ おおむね 10 年後の消防体制を見通す
 - ・ 将来の都道府県内の消防のあるべき姿 → 都道府県を単位とする「全県一区」も視野
 - ・ 人口 10 万人未満及び消防吏員 100 人以下の消防本部は、可能な限り広域化対象市町村に指定することを検討
 - ・ 都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、推進期限までに広域化すべき組み合わせを定める（段階を踏んだ組み合わせなども可）
 - ・ 各高機能消防指令センターの更新時期を把握の上で、同センターの共同運用（全県一区）を検討

2 県における広域化検討の経過

- 鳥取県の消防の在り方検討会（平成 19 年度）
 - ・ 委員構成 22 名（市町村、消防局、消防団、県民代表、医療関係、学識経験者）
 - ⇒ 消防の広域化の利不利について、警防、無線・指令、予防及び総務の部門ごとに検討されたが、常備消防の広域化そのものに強い異論が出された。
- 常備消防の中長期的課題研究会（平成 24 年度）
 - ⇒ 上記検討会を引き継ぐ形で、広域化を前提としない常備消防のあり方を検討されたが、広域化に対する懸念や異論から、この議論は一旦打ち切られることとなった。

3 今後のスケジュール（見込み）

- ① 平成30年7月 各消防本部は「消防力カード」を作成し県へ提出（県から国へ提出）
 ※ 消防力カード（消防力の現状と分析を“見える化”）
 管轄人口、今後の人口見通し、消防吏員数、消防車両数、整備率、
 現場到着時間、消防防災関連計画・協定等
 ⇒ 現状分析、課題整理、課題対応策などを整理
- ② 平成30年7月～ 各都道府県で今後の消防体制のあり方について再検討（～年度内）

<県の動き>

- 人口減少の進展を踏まえ、消防指令業務の共同運用や消防団の役割等も含め、10年程度先の消防体制の姿を研究することにより、将来にわたって持続可能な消防組織の維持・充実を目指す研究を行う。〔6月県議会 補正予算計上〕
- ・委員会構成 学識経験者、医療関係者、消防局職員、地域防災リーダー、公募委員など11名程度（※ 市町村はオブザーバーとして参加（予定））
 - ・委員会日程 研究会：第1回（8月頃）、第2回（9月頃）、第3回（2月頃）
部会：10月～1月頃（各部会3回程度）
 - ・進め方 「消防力カード」を参考に検討する。研究会で検討する事項については市町村へ意見照会する。広く県民からも意見を募集する。

4 東部消防局の現状

- 全国の消防本部（728）のうち、市、町、村単位の本部や管轄人口10万人未満の小規模な本部も未だ多数存在する（431）。消防本部を全県一区で設置している都道府県はない。

<参考（H29.4.1現在）>

県名	消防本部				消防署	出張所	人口 (H27国調:千人)
	計	市	町村	組合			
鳥取	3			東	5	7	232.6
				中	4	0	104.3
				西	4	6	236.5
				計	13	13	573.4
島根	9	5		4	21	31	694
岡山	14	10		4	24	60	1,922
広島	13	9	2	2	37	78	2,845
山口	12	8		4	28	34	1,405

- 消防の体制
- ・庁舎（施設）の老朽化、耐震対策、さらには消防機能の充実（車庫スペースの拡充や消毒室の設置等）を図るため、「消防庁舎整備基本方針」（平成25年12月策定）に基づき、年次的な整備を進めるなどしている。
 - ・初動の消防力や現場到着時間など住民サービスに直結する消防体制、並びに、職員の勤務、出動指令、車両選定などの組織体制については、県中部・西部とそん色なく、特に支障はきたしていない。
- 応援・支援体制
- ・東部消防局のみで対応できない大規模災害の発生又は発生するおそれがある場合や、近隣で大規模災害発生等の場合に備えて、近隣市町又は県内広域消防もしくは全国消防本部との応援・受援体制を確立している。
 - ※ 鳥取県下広域消防相互応援協定の締結（中部広域、西部広域）
 - ※ 近県消防相互応援協定の締結（津山、西はりま、美方、美作）
 - ※ 緊急消防援助隊
- 消防指令センター
- ・デジタル化は平成25年度に完了。次期システム更新は平成35年度以降に予定。

広域化の経緯

- 平成6年以降、通知により広域化を推進。
- 平成18年、「市町村の消防の広域化」を**法律**（消防組織法）に位置付け。
 - 法改正後、これまで、**二期10年以上にわたり広域化を推進**。

○第Ⅰ期（平成19～24年度）

○第Ⅱ期（平成25～29年度※）

- ・都道府県計画の策定（広域化する消防本部の組合せ等を提示）
- ・国費や地方財政措置による**財政支援**を実施

- ・消防広域化重点地域の枠組みを創設し、集中的に支援

※期限は平成30年4月1日

広域化の実績・現状

【実績】

- 法改正以降、**52地域**で広域化が実現※
それに伴い、消防本部数も減少。
（消防吏員50人以下の本部が大幅減）

※平成30年4月1日時点

規模別の消防本部数及び減少数

本部規模	本部数	割合	減少数 (H30←H18)	減少割合
全消防本部	728	—	▲83	▲10%
うち 管轄人口10万人未満	431	6割	▲61	▲12%
消防吏員100人以下	283	4割	▲85	▲23%
消防吏員50人以下	73	1割	▲46	▲39%

規模別の消防施設等整備率

(単位：%)

本部規模	ポンプ	はしご	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
全体	98.9	86.4	85.7	94.3	91.2	73.5	77.4
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

大規模＝所管人口30万人以上、小規模＝10万人未満

【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合**（管轄人口約91万人）→**ほぼ全県1区**
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合**（北海道・管轄人口約35万人）
→**管轄面積日本最大**（10828km²＝岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【現状】

- 一方、**小規模な本部は未だ多数存在**
- 施設・整備や消防体制の更なる**充実強化が必要（特に小規模本部）**

平成30年度以降の広域化の推進の方向性

推進期限の延長

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効な手段**
→ 更なる進展が必要。**広域化の推進期限を延長**（財政支援措置も延長）

消防本部で実施する取組

- 「**消防力カード**」の作成
→ 消防力の現状と分析を**見える化**
 項目例
 ・現在の人口・今後の人口の見通し
 ・消防車両数・整備率
 ・現場到着時間
 → **都道府県と連携し、今後の消防体制のあり方を検討**

都道府県で実施する取組

- 下記事項を実施し、**都道府県計画を再策定**
 - ・**リーダーシップ**を発揮し、消防関係機関と緊密に連携
 - ・これまでの約**10年間**の取組の振り返り
 - ・おおむね**10年程度**先の消防体制の姿を展望
- 全県一区**などの将来の**理想的な消防本部のあり方**を掲げつつ、**現実的な広域化の方策**を検討
- 直ちに広域化することが困難な場合でも、まずは**高機能消防指令センターの共同化**をはじめとした消防の連携・協力を目指す

消防庁で実施する取組

- 首長等**に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ赴き、広域化に向け**助言等**を実施
- 消防本部等へ**アドバイザー**を派遣し、広域化を実現するための助言を実施
- 大規模な高機能消防指令センターの運用などの先進的な取組に対し、**モデル事業**を実施
- 広域化関連事業に対し、**所要の地方財政措置**を講じる。

延長期間の考え方

広域化の推進期限※を延長し、**平成36年4月1日**とする。

(考え方)

「地域で消防体制のありかたについて話し合う**1年間**」

+

「実践期間としての**5年間**」

前半（～7月頃）：消防力カード作成
 後半（7月頃～）：都道府県内で消防体制のあり方について再検討

これまでと同様の5年間

第Ⅰ期 約7年間
 ・周知 9か月
 ・計画策定 1年
 ・実践 5年

第Ⅱ期 約5年間
 ・実践 5年

※ 推進期限内に広域化した場合、署所の設置、車両の整備等について特別な財政措置がある。

消防力カード

概要

- 消防本部を取り巻く現状の分析・今後のあるべき姿の検討を「**消防力カード**」として、**消防本部単位で見える化**
- 推進計画への反映のほか、**市町村長等への理解を得るためのツール**として使用

現状の分析

主に以下の項目について、

**「自らの消防本部を取り巻く状況」と
「自らの消防力」を分析**

- ・管轄人口、消防職団員数などの**基礎事項**
- ・消防車両などの**施設整備状況**
- ・救急救命士、予防要員などの**人員状況**
- ・救急現場到着時間などの**消防活動状況**
- ・火災防ぎょ計画の策定の有無など**計画策定状況**

今後のあるべき姿の検討

- 左記の現状を踏まえ、**課題と対応方針**について検討する。
- 約10年後の管轄人口、消防指令センター等の更新時期や費用についても見通す。

→ **今後の消防体制のあるべき姿**について、
消防の広域化や消防の連携・協力を実施することも含めて検討

消防力カードの活用方法

- 都道府県に提出し、都道府県が**推進計画を再策定**するに当たっての**検討資料**とする。
(消防庁にも参考送付)
- 消防本部において、**市町村長、財政当局等**に対し、自らの消防の現状について**理解を得るためのツール**として**活用**することが期待される。

消防指令センターの共同運用

消防指令センターの共同運用

- 47地域**において、複数の消防本部による消防指令センターの共同運用が実現している。
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**
〔北はりま消防本部 整備費が**半減**(11.4億円→5.8億円)
〔ちば消防共同指令センター 整備費が**6割減**(61.2億円→38.8億円)〕

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**(現状29人体制)にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

消防指令センターの高度な運用

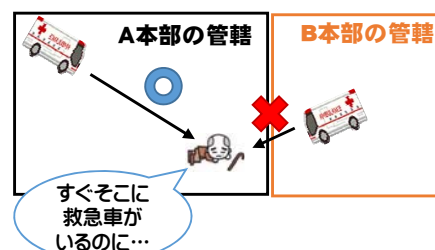
- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**(共同運用のメリットの**最大限の利活用**)を行っている地域は少ない。
→ 直近指令：37% (17地域)、ゼロ隊運用：17% (8地域)、双方とも実施：7% (3地域)

高度な運用のイメージとメリット

0. 高度な運用をしていない場合

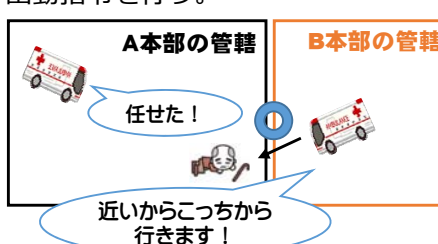
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

→ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



1. 直近指令

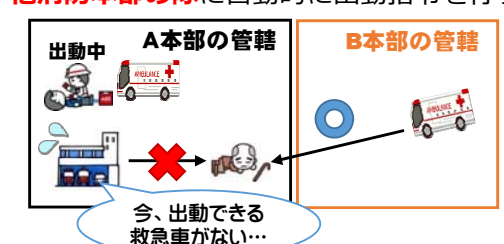
現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



到着時間の短縮を図ることができる。
ちば消防共同指令センターでは、年間約20万件の通報のうち、**約400件 (CPA)**の直近指令・**約250件**のゼロ隊運用を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。

2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成30年度）

市町村分（広域化）

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備【一般単独事業債：充当率90%（通常75%）】

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊要隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成30年度から平成32年度

〔※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。〕

市町村分（連携・協力）

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊要隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分（広域化）

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

消防補助金配分方針の変更

○H31年度の補助金配分方針を下表のとおり変更することを予定している。

平成30年度→平成31年度

□ 拡充対象

補助金・整備施設 条件	緊要隊補助金	施設整備補助金		
	緊要隊車両・資機材等	高機能消防指令センター	その他の消防施設※1	その他の防災施設※2
広域化又は連携・協力の伴い市町村が整備する場合（現在進行形）	◎	◎	× → ○	×
県計画に広域化重点地域として位置づけられた市町村が整備する場合（未来形）	× → ○	× → ○	× → ○	×
H18以降消組法に基づき消防の広域化を行った市町村が整備する場合（過去形）	× → ○	× → ○	× → ○	×

◎：特別に考慮 ○：考慮 ×：考慮しない

- ※1 広域拠点訓練施設、耐震性貯水槽、救助活動等拠点施設等（ヘリポート）、防火水槽（林野分）、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業
※2 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、活動火山対策避難施設

【参考】

平成29年度→平成30年度

□ 拡充対象 □ 廃止対象

補助金・整備施設 条件	緊要隊補助金	施設整備補助金		
	緊要隊車両・資機材等	高機能消防指令センター	耐震性貯水槽・備蓄倉庫	その他の消防防災施設
市町村合併をした新市町村が整備する場合（市町村合併によるもの）	◎ → ×	◎ → ×	◎ → ×	×
広域化に伴い市町村が整備する場合（現在進行形）	◎	◎	×	×
連携・協力の伴い市町村が整備する場合（現在進行形）	× → ◎	◎	×	×